

川崎市営住宅

駐車場の申請等について

1 市営住宅駐車場を申請できる方

- (1) 市営住宅の入居者であること
- (2) 市営住宅使用料と市営住宅駐車場使用料の滞納がない世帯であること（延滞金を含む。）
- (3) その他、その世帯に不正行為などがないこと

2 使用できる車両

- (1) 自動車検査証上の使用者が次のいずれかに該当していること
 - ア 市営住宅の入居者が自動車検査証上の使用者となっている車両
 - イ 市営住宅の入居者が自動車検査証上の使用者となっていないが、入居者が貸与されていることを証明できる車両
 - ウ 自動車の売買契約または譲渡契約を締結し、1か月以内に自動車検査証の使用者欄に入居者の氏名が記載される車両
- (2) 自動車検査証上の有効期間が過ぎていること
- (3) 幅1.9メートル、長さ4.9メートルを超えない大きさの車両であること
※ 身体障害者用に改造している車両は除きます。

3 駐車場使用料の支払方法

- (1) 原則として使用する前の月（先払い）に、お支払いいただきます（住宅使用料とは支払時期が異なりますので御注意ください。）。
- (2) 使用料は口座振替にてお支払ください（公社からお渡しする指定の用紙を使い、金融機関にて口座振替登録をしてください。）。
口座振替登録が完了するまでは、川崎市より発送される納入通知書にてお支払ください。

【 駐車場の申請等に関する問合せ先 】

電話番号 044-244-2060

平日8時30分～17時15分（土・日・祝休日を除く。）

川崎市住宅供給公社 住宅部 市営住宅管理課 管理係
〒210-0006 川崎市川崎区砂子1丁目2番地4 川崎砂子ビルディング1階

【各種申請・届出】

手続内容 【申請方法】	提出書類等		注意事項
	必須	必要に応じて	
新たに 使用する 【郵送】	◎駐車場使用許可申請書 ○自動車検査証の写し	◎貸与又は譲渡証明書	・保管場所使用承諾証明書は、駐車場使用者（名義人）以外の氏名では発行できません。
使用を止める 【郵送】	◎駐車場使用廃止届	△請求書・支払金口座振替依頼書（還付書類） ○還付先の金融機関、支店、口座番号が分かる預金通帳の写しなど	・廃止日が記入日以前の届出は、受け付けることはできません。 ・還付先は、駐車場使用者（名義人）の口座に限ります。
車両を 変更する 【郵送】	◎駐車場使用変更許可申請書 ○自動車検査証の写し	◎貸与又は譲渡証明書	
自動車検査証 の記載内容が 変更した 【郵送】	◎駐車場使用変更許可申請書 ○自動車検査証の写し	◎貸与又は譲渡証明書	
区画を 変更する 【郵送】	◎駐車場使用許可申請書 ○自動車検査証の写し ◎駐車場使用廃止届	◎貸与又は譲渡証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・現区画の廃止日は申請する月の翌月末日です。 ・変更後区画の使用開始日は申請する月の翌々月の1日となります。 ・書類を受理した月の翌々月1日からの変更となります。 ・口座振替でお支払の方は、区画変更に伴い口座振替登録が解除されますので、改めて登録してください。
名義を 変更する 【郵送】	◎駐車場使用許可申請書 ○自動車検査証の写し ◎駐車場使用廃止届	◎貸与又は譲渡証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・現名義の廃止日は申請する月の翌月末日です。 ・変更後名義の使用開始日は申請する月の翌々月の1日となります。 ・書類を受理した月の翌々月1日からの変更となります。 ・口座振替でお支払の方は、名義変更に伴い口座振替登録が解除されますので、改めて登録してください。

手続内容 【申請方法】	提出書類等		注意事項
	必須	必要に応じて	
使用料を 減免する 【郵送】	<ul style="list-style-type: none"> ◎駐車場使用料減免申請書 ○自動車検査証の写し ○障害者手帳の写し 	<ul style="list-style-type: none"> ◎貸与又は譲渡証明書 ◎専ら申出書 ○診断書・通所証明書等 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害種類、等級、収入状況に応じて減免可否が決定しますので、詳しくは問合せ先に御連絡ください。 ・申請月の翌々月分の使用料から減免が適用されます。
減免を 解除する 【公社窓口】	<ul style="list-style-type: none"> ◎駐車場減免許可解除申出書 ○自動車検査証の写し 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・減免対象者（障害者）が転出等をした場合、異動手続に併せて減免解除となります。 ・異動手続をした翌々月分から減免が解除されます。
車両使用者の 死亡に伴い 名義を変更する 【公社窓口】	<ul style="list-style-type: none"> ◎駐車場使用許可申請書 ○自動車検査証の写し ◎駐車場使用廃止届 ◎車両代表相続人申請書 ○法定相続人の戸籍謄本（全部事項証明書） 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・異動（承継）手続に併せて申請が必要となります。 ・廃止日は申請日の前日とし、使用開始日は申請日となります。 ・口座振替でお支払の方は、区画変更に伴い口座振替登録が解除されますので、改めて登録してください。
保管場所使用 承諾証明書を 取得したい 【公社窓口】	<ul style="list-style-type: none"> ◎保管場所使用承諾証明申請書 ○申請者の印鑑 ○発行手数料 300 円 	<p>【新たに使用する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎駐車場使用許可申請書 ○自動車検査証の写し ○売買契約書又は注文書 ◎貸与又は譲渡証明書 ○委任状 ○本人確認書類 <p>【名義変更等の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎駐車場使用廃止届 ◎駐車場使用許可申請書 ○自動車検査証の写し ○売買契約書又は注文書 ◎貸与又は譲渡証明書 ○委任状 ○本人確認書類 	<ul style="list-style-type: none"> ・保管場所使用承諾証明書は、使用者（申請者）以外の氏名では発行できません。 ・入居者以外の代理人が来社（申請）する場合は、委任状及び本人確認書類が必要となります。 ・発行理由によって必要書類が異なりますので、必ず事前に問合せ先に御連絡ください。

※表の見方 ◎・・・公社ホームページでダウンロードしてください。

郵送でのお取り寄せを御希望の場合は問合せ先に御連絡ください。

○・・・御自身で用意してください。

△・・・必要な方には、公社から直接送付します。

その他、表に記載以外の手続等で御不明点がありましたら、表紙の問合せ先に御連絡ください。

駐車場のある住宅及び月額使用料

令和4年2月1日時点（変更になる場合があります。）

区	住宅名	月額使用料 (円)
川崎区	○ 大島	18,000
	小田	17,000
	京町耐火A	15,000
	京町耐火B	15,000
	京町耐火C	15,000
	○ 桜本	17,000
	日進町	20,000
	○ 藤崎	18,000
	藤崎東	18,000
	本町	20,000
幸区	大宮町	19,000
	小倉第1	13,000
	小倉第1B	13,000
	○ 小倉第2	13,000
	小倉第4	13,000
	小倉北	15,000
	小倉中	13,000
	小倉東	13,000
	小倉南	13,000
	北加瀬原町	15,000
	○ 小向	15,000
	○ 塚越	15,000
	古市場	15,000
	南加瀬越路	13,000
	南加瀬越路第2	13,000
	南加瀬第3	12,000
南加瀬辻	12,000	
中原区	上小田中	13,000
	上小田中耐火	12,000
	上平間五瀬淵	15,000
	宮内	13,000

区	住宅名	月額使用料 (円)
高津区	○ 明石穂	10,000
	蟹ヶ谷槍ヶ崎	10,000
	上作延	10,000
	坂戸	13,000
	下作延中	13,000
	下野毛久保	13,000
	下野毛殿山	13,000
	○ 末長	13,000
	○ 末長宗田	14,000
	千年	10,000
	千年新町	14,000
	千年前田	10,000
	○ 〃 (5号棟)	10,000
	○ 野川東	10,000
	○ 久末	13,000
	久末大谷第2	10,000
	久末表A	10,000
	久末表B	10,000
	久末寺谷	11,500
	久末西	11,500
久末谷中	10,000	
宮前区	○ 有馬第2	12,000
	南平	12,000
	南平耐火	12,000
	南平第2	12,000
	野川西	12,000
	○ 初山	12,000
	鷲ヶ峰西	10,000
	多摩区	上布田
宿河原東		11,000
菅北浦		10,000
菅芝間		10,000
○ 中野島		11,000
中野島多摩川		10,000
西長沢		10,000
麻生区	○ 真福寺	9,000
	○ 高石	10,000

※ 住宅名の左側の○印は、次のとおり駐車場の管理区分(申請書類の問合せ・提出先)を示しています。

- ・ ○印あり…川崎市住宅供給公社
- ・ ○印なし…各住宅の自治会